令和元年第８回厚岸町教育委員会会議録

招　　集	日　　時	令和元年５月29日　午前10時00分
	場　　所	庁議室
開　会　日　時		令和元年５月29日　午前10時00分
閉　会　日　時		令和元年５月29日　午前10時39分
出　席　委　員		田　辺　正　保
		濱　　秀　利
		平良木　宣　行
		森　脇　直　美
欠　席　委　員		
会議録署名	教　育　長	酒　井　裕　之
委　　員	委　　員	田　辺　正　保
会　　議 出 席 者	事務局職員	管理課長　真里谷　隆 管理課長補佐　車　塚　洋 生涯学習課長　渡　部　貴　志 生涯学習課長補佐　小　池　裕　子 海事記念館館長　三　浦　博　哉 スポーツ課長　髙　橋　俊　彦
	その他の者	

議事日程

日程	議案番号	付　　議　　事　　件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	（議　案）	
	議案第37号	厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について【原案可決】
	議案第38号	厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について【原案可決】
	議案第39号	議会の議決を得なければならない事件の申出について【原案可決】
	議案第40号	議会の議決を得なければならない事件の申出について【原案可決】
	議案第41号	議会の議決を得なければならない事件の申出について【原案可決】
	議案第42号	厚岸町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第43号	奨学生及び奨学金額の決定について【原案可決】
7		閉会

令和元年第８回厚岸町教育委員会

令和元年５月29日
午前10時00分開会

●教育長　　ただいまから、令和元年第８回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。
　なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長　　日程第２「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、５月29日の１日間としてよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　それでは、会期を本日５月29日の１日間といたします。
　また、本日の付議事件のうち、「議案第43号」については、奨学金に関する議案のため、会議規則第15条の規定に基づき、非公開とし、公開事件が終了した後に審議をしたいと思います。
　その他の議案については公開として議事を進めたいと思いますがよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　それでは、そのように決定いたします。

●教育長　　日程第３、「前回会議録の承認」についてであります。平成31年４月17日に開会した第７回教育委員会の会議録の承認についてでありますが、会議録署名委員の濱委員、私がそれぞれ署名済でありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長　　日程第４、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、田辺委員を指名いたします。

●教育長　　日程第５、議案第37号「厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●生涯学習課長　　ただ今上程いただきました議案第37号、「厚岸町青少年育成センター専任補導員の委嘱について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

厚岸町青少年育成センター専任補導員は、厚岸町青少年育成センター設置要綱第６条第１項の規定により、教育委員会が委嘱しておりますが、平成30年度に委嘱した専任補導員が、平成31年３月31日をもって任期満了となったことから、同規定により、新たに厚岸町青少年育成センター専任補導員を委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

議案書１ページをご覧ください。

１　氏名等であります。

区分は、同規定により、全員が第１号の学校職員です。

氏名及び所属学校は、大矢和磨　厚岸小学校、兼田博司　厚岸小学校、森本聡徳　真龍小学校、福島順一　真龍小学校、茂　薫　厚岸中学校、尾崎孝幸　厚岸中学校、岡田　真　真龍中学校、長谷部公一　真龍中学校、南　賢　厚岸翔洋高等学校、田宮佑樹　厚岸翔洋高等学校の10名です。

なお、性別、備考欄については、記載のとおりですので省略させていただきます。

任期につきましては、同規定、第２項の規定により、平成31年４月１日から令和２年３月31日までの１年間で

あります。

なお、関係規定及び平成31年３月31日現在の名簿を、次ページに記載しておりますので、参考に供してください。

以上、簡単な説明でございますが、議案第37号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長　　内容は、青少年育成センター専任補導員の委嘱についてです。これから質疑を行います。ありませんか。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第38号、「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長　　ただ今上程いただきました、議案第38号、「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書の３ページをご覧いただきたいと思います。

厚岸町環境教育推進委員会については、平成８年度に設置し、厚岸町の環境教育の推進を図ってきております。この度、平成31年３月31日をもって、委員の任期が満了

となったことから、厚岸町環境教育推進委員会設置要綱第３条第１項の規定により委員を委嘱しようとするものであります。

氏名等でございます。氏名及び所属団体等については、記載のとおりですので省略させていただきます。

委員区分は５つに分かれております。

「学校等教育関係者」につきましては、10名の委員のうち３名が新たな委嘱でございます。

「識見を有する者」につきましては、９名の委員全員が再任でございます。

「厚岸町役場職員」につきましては、３名の委員のうち１名が新たな委嘱でございます。

「教育委員会職員」につきましては、３名の委員のうち１名が新たな委嘱でございます。

「地元産業関係者」につきましては、４名の委員のうち２名が新たな委嘱でございます。

委員全体では29名を委嘱しようとするものであります。

任期については、平成31年４月１日から令和２年３月31日までの１年間となっております。

以上、簡単な説明でございますが、議案第38号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長　　内容は、厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱についてです。これから質疑を行います。ありませんか。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第39号、「議会の議決を得なければならない事件の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長　　ただ今上程いただきました議案第39号、「議会の議決を得なければならない事件の申し出について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

●管理課長　　令和元年度へき地児童生徒援助費等補助金交付事業によるスクールバスの取得にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、来る６月開会の第２回厚岸町議会定例会において、財産の取得について議案を提出するため、本委員会に提案するものであります。

門静・苫多線地区のスクールバスは、平成16年の購入から15年を経過しており、現在までの走行距離は、25万㎞を越えております。近年、ブレーキ修理やエアースプリングの交換をするなどの対応を図ってきましたが、車体外部や内部にも腐食が目立ってきている状況にあり、安全な通学を確保するため、スクールバス利用児童生徒数は横ばいでありますが､学校行事での使用を踏まえて、今までと同規模の45人乗りスクールバスの更新を行うものであります。

１、財産の種類でありますが、「物品」であります。

２、名称及び数量ですが、「中型バス１台」でございます。

３、契約の方法につきましては、今回取得する「45人

乗りの中型バス」につきましては、バスを取り扱っている自動車販売会社２社に対し、「地方自治法施行令第167条第１号による指名競争入札により実施いたしました。

４、取得価格につきましては、金２千１百17万５千円であります。

５、契約の相手方でありますが、釧路市星が浦大通３丁目３番36号　東北海道日野自動車株式会社釧路支店であります。

７ページをお開き願ます。「中型バス」の形式等につきまして説明させて頂きます。

１、形式は、２ＤＧ－RR２AJDV-EMUAAP型であります。

エンジンにつきましては、ディーゼルエンジン６AMTでございます。

乗車定員は、45人でございます。

総排気量は、5,123ｃｃであります。

馬力は、220馬力でございます。

車輌総重量は、9,850ｋｇでございます。

全長は、8,990mmでございます。

全幅は、2,340mmでございます。

全高は、3,035mmでございます。

２、納入期日でございますが、令和２年１月15日でございます。また、取得する中型スクールバス の「車輌概要図」につきましては、次ページをご参照願ます。

以上、簡単な説明でございますが、宜しくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●教育長　　内容は、スクールバスの取得に伴う財産の取得を町長に申し出ることについてであります。これから質疑を行います。ありませんか。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第40号「議会の議決を得なければならない事件の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長　　ただ今上程いただきました議案第40号、「議会の議決を得なければならない事件の申し出について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

●管理課長　　国は令和元年10月１日から消費税を10％に引き上げ、地方公共団体にも国と同様に公共料金等の改正について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、適切に対処されるよう地方自治法第245条の４第１項に基づく通知がありました。

厚岸町においては、消費税率１０％となる10月１日からの各種使用料について検討しておりましたが、来る６月開会の第２回厚岸町議会定例会において、使用料の改正についての一部改正条例案を提出することとし、作業を進めているところであります。教育委員会といたしましても、町と歩調を合わせ、消費税率が10％になる段階で現行の使用料の改正する申し出をするため、本委員会に提案するものであります。

なお、消費税の計算方法については、基本的な考え方として便乗値上げにならないようにすること。改正にあ

たっては10％に置き換えた料金とする。これらを踏まえた上で、１回あたりの金額の場合は、消費税を掛ける前の基本となる額に対して１０％を掛けた上で10円未満を切り捨てた額とすることとしています。

それでは、説明にあたり、14ページの議案第40号説明資料　新旧対照表をお開き願います。

教育委員会において、使用料を設定している施設は、８施設ございますが、それぞれの使用料が個々の条例により定められておりますが、改正手法においては、一つの条例改正の中で行って行くことで提案しております。

第１条　厚岸町都市公園条例の一部改正では、パークゴルフ場のコース使用料の改正であります。下線部分が改正箇所でありますが、左側が現行であり、右側が改正案となります。１日券では10円、回数券では60円、シーズン券は120円、シルバーシーズン券は90円の増額となります。用具使用料については、中学生以下、高校生以上ともに10円の増額となります。

次に、第２条では、厚岸町公民館条例の一部改正ですが、別表第１の施設使用料、別表第２の電気・暖房使用料につきましては、それぞれ左欄の下線の金額から右欄の下線の金額となります。

なお、別表第３の葬祭使用料につきましては、平成13年に公民館条例が全部改正された際に、葬祭で使用する部屋の時間当たりの使用料に13時間を乗じたものに、その部屋の電気料４時間分を加えた金額。冬期あれば暖房料13時間分を加えた金額に105／100を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額を基本の額と定め、その額に５％の消費税を乗じ、葬祭使用料として制定されました。以後、平成26年に消費税が８％に増税された際においても、平成13年からの葬祭使用料を基本の額として８％を乗じ、葬祭使用料としておりました。

この度の条例改正に係る精査をしていたところ、厚岸

町の集会所、コミュニティセンター、生活館などの類似施設と公民館の葬祭使用料の算出方法に差異があることが判明したことから、町の施設と同様の算出方法に改めることが適当と判断し、改めて算出した結果、減額となったものです。

次に、第３条では、郷土館条例の一部改正であります。入館料の個人で改正が有り、100円から110円となり、10円の増額となります。団体入館料については、基本となる額が60円ですので、この額に消費税を掛けた額が66円となり、切り捨てになるため改正がないと言うことになります。

次に、第４条では、海事記念館条例の一部改正であります。入館料区分の個人で改正があり、210円から220円となり、10円の増額となります。団体入館料については、基本となる額が150円ですので、この額に消費税を掛けた額が165円となり、切り捨てになるため改正がないということになります。

次に、第５条では、太田屯田開拓記念館条例の一部改正であります。入館料区分の個人で改正が有り、100円から110円となり、10円の増額となります。団体入館料については、基本となる額が60円ですので、この額に消費税を掛けた額が66円となり、切り捨てになるため改正がないということになります。

次に、第６条　Ｂ&Ｇ海洋センター条例の一部改正であります。施設使用料として、６ヶ月使用の欄と団体使用の項で、それぞれ改正されます。

次に、第７条　温水プール条例の一部改正では、区分の一般、高校生、小学生・中学生の欄において、記載のとおり増額改正されます。

次に、第８条　勤労者体育センター条例の一部改正では、６ヶ月使用の欄と団体使用の項においてそれぞれ増額改正となります。

議案書の12頁にお戻り下さい。附則についてであります。この条例は、令和元年10月１日から施行するものであります。

なお、今回、町から議会へ提案する場合も、一つの条例改正での提案として考えておりますことから、町及び各執行機関所管の条例を精査した中で、改正手法を統一し上程することとなります。只今説明をさせていただきましたが、委員会提案の改正手法と異なる場合があることも考えられますが、この点につきましては、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

●教育長　　内容は、消費税率が改正されることによる増税相当額を教育委員会所管の施設の使用料等に加える、条例の一部改正議案の提案を町長に申し出ることについてであります。これから質疑を行います。ありませんか。

●濱委員　　もし、消費税率が改正されなかった場合は、その時の対応はどうなるのでしょうか。

●管理課長　　国の通知の中で、今回、10月１日から10％の増税にするということです。今回、９月の議会上程では間に合わないということで、６月に提案します。仮に増税が無い場合は現状のままのなので、６月に提案、承認された場合は、さらに９月でまた元に戻すということが普通の考え方だと思われます。

●濱委員　　わかりました。

●田辺委員　　一点だけ。先ほどの説明の別表第３の葬祭使用料の件ですが、算定方法が他の公共施設と差異があったので、

それを同様の算定方法にするという説明だったのですが、当初、これを変えたという理由があったんですか。

●生涯学習課長　平成13年当時の資料を確認することができず、なぜこのような算定方法になったのかは分からない状況にあります。いずれにしても、条例の中で可決されておりますことから、使用料としては算定方法は違えども、一つの施設の使用料として制定されたものと解釈しております。

●教育長　ほかに質疑はありませんか。

（ありません。の声）

●教育長　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　では、そのように決定いたします。

●教育長　次に、議案第41号「議会の議決を得なければならない事件の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●スポーツ課長　ただ今上程いただきました議案第41号、「議会の議決を得なければならない事件の申し出について」、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書14ページをお開きいただきたいと思います。

厚岸町スポーツ振興条例の一部を改正する条例の制定であります。

本条例は、本町のスポーツ振興に寄与するスポーツ団

体、その他の団体及び個人に対して助成を行ない、もって町民の心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活の形成に寄与することを目的とし、昭和50年に制定されております。

この度の改正は、日本体育協会、北海道体育協会及び厚岸町体育協会の名称が、それぞれ「体育協会」から「スポーツ協会」に変更されたことに伴い、厚岸町スポーツ振興条例中の字句を訂正する必要があることから、本案を提出するものであります。

改正内容でありますが、説明につきましては、別に配布しております、議案第41号説明資料、厚岸町スポーツ振興条例の一部を改正する条例新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

恐れいりますが、議案41号説明資料、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

最初に、第２条助成についてです。第２条第２号ア中の「日本及び北海道体育協会」の名称が、「日本体育協会」が「日本スポーツ協会」に、「北海道体育協会」が「北海道スポーツ協会」にそれぞれ変更となったことから、「日本及び北海道スポーツ協会」に字句を改めるものです。

第３条助成申請では、第３条第１項中、「厚岸町体育協会」の名称が、日本及び北海道の協会がスポーツ協会に名称変更されたことに伴い、厚岸町も「厚岸町スポーツ協会」に名称が変更となったことから、「厚岸町スポーツ協会」に字句を改めるものです。

議案書14ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上ご承認いただきますようお願い申しあげます。

●教育長　　内容は、厚岸町スポーツ振興助成条例の一部を改正する条例を町長に申し出ることについてであります。これから質疑を行います。何かありませんか。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　次に、議案第42号「厚岸町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●スポーツ課長　　ただ今上程いただきました議案第42号、「厚岸町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、その提案理由と内容についてご説明申しあげます。

議案書15ページをお開きいただきたいと思います。

この度の改正は、議案第41号で説明しました「厚岸町体育協会」の名称が「厚岸町スポーツ協会」に変更となったことから、規則の一部の改正を行うものです。

改正内容でありますが、説明につきましては、別に配布しております、議案第42号説明資料、厚岸町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例施行規則等の一部を改正する規則新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

恐れいりますが、議案42号説明資料、新旧対照表をご

覧いただきたいと思います。

最初に、１ページ第１条「厚岸町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例施行規則の一部改正」では、第７条使用料の免除において、第７条第１項第３号中「体育協会」を「スポーツ協会」に改めるものです。

次に２ページ別記様式第１号「厚岸町Ｂ＆Ｇ海洋センター使用許可・使用料免除申請書」中「免除申請」の欄の「体育協会」を「スポーツ協会」に改めるものです。

次に３ページ第２条「厚岸町温水プール条例施行規則の一部改正」では、第７条使用料の免除において、第７条第１項第２号中「体育協会」を「スポーツ協会」に改めるものです。

次に４ページ別記様式第１号「厚岸町温水プール使用許可・使用料免除申請書」中「免除申請」の欄の「体育協会」を「スポーツ協会」に改めるものです。

次に５ページ第３条「厚岸町勤労者体育センター条例施行規則の一部改正」では、第６条使用料の免除において、第６条第１項第３号中「体育協会」を「スポーツ協会」に改めるものです。

次に６ページ別記様式第１号「厚岸町勤労者体育センター使用許可・使用料免除申請書」中「免除申請」の欄の「体育協会」を「スポーツ協会」に改めるものです。

議案書16ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。

この規則は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申しあげます。

●教育長　　内容は、体育協会がスポーツ協会に名称を変更したことに伴う、厚岸町Ｂ＆Ｇ海洋センター条例施行規則等の一部を改正する規則の制定についてであります。これか

ら質疑を行います。ありませんか。

（ありません。の声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

（はい。の声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　これより非公開事件の議案第43号を議題とします。暫時休憩いたします。休憩後の議案第43号につきましては、管理課長に出席を願います。
　そのほかの職員におかれましては、ここで、ご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

［休憩　午前10時31分］
［再開　午前10時32分］

●教育長　　会議を再開いたします。議案第43号「奨学生及び奨学金額の決定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長　　【非公開案件のため省略】

●教育長　　内容については、令和元年度の奨学生と奨学金の決定についてです。質疑ございますか。

（ありませんの声）

●教育長　　なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです

か。

（はいの声）

●教育長　　では、そのように決定いたします。

●教育長　　その他、総体的に何かございますか。

（ありませんの声）

●教育長　　以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第８回教育委員会を閉会します。